

令和 6 年 7 月 26 日
子ども・若者部子ども家庭課

児童手当における制度改正について

1. 主旨

こども未来戦略（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）に基づく児童手当の抜本的拡充などを含む子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）が令和 6 年 6 月 12 日に公布された。令和 6 年 10 月 1 日の施行に伴い、新たに支給対象となる者に対して、申請勧奨を行うなどの区の対応について報告する。

2. 改正内容

（1）所得制限を撤廃し、全員を本則給付とする。

＊現行制度においては「本則給付」とは別に、所得制限限度額以上を「特例給付」、所得上限限度額以上を「支給なし」としていたが、その区別がなくなる。

（2）支給期間を高校生年代まで延長する。

（3）第 3 子以降の支給額を月 3 万円とする。

＊多子（第 3 子）加算のカウント方法を見直し、進学か否かにかかわらず、22 歳年度末までの上の子を親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

（4）支払月を隔月（偶数月）の年 6 回とする。

3. 支給額（児童 1 人あたり月額）

＜令和 6 年 10 月分（令和 6 年 12 月支給分）以降＞

児童手当	第 1 子・第 2 子	3 歳未満	15,000 円
		3 歳～高校生年代	10,000 円
	第 3 子以降		30,000 円

＊第何子かは、監護、または監護に相当する世話等をしている 22 歳年度末までの児童等を含めて数える。

＜参考（現行制度：令和 6 年 6 月分～9 月分）＞

児童手当 (所得制限限度額未満)	3 歳未満		1 5, 0 0 0 円
	3 歳～小学校修了前	第 1 子・第 2 子	1 0, 0 0 0 円
		第 3 子以降	1 5, 0 0 0 円
	中学生		1 0, 0 0 0 円
特例給付 (所得制限限度額以上、所得上限限度額未満)			5, 0 0 0 円
所得上限限度額以上			支給なし

＊第何子かは、監護している 18 歳年度末までの児童を含めて数える。

4. 対象者あて一斉発送を行う書類について

(1) 送付対象者別送付物と世帯件数

	世帯の種類	送付物	手続き	世帯件数
①	現行制度受給世帯（※1）	ハガキ	申請不要	43,000件
②	現行制度受給世帯に新要件児童（※2）年齢の子の住民登録がある場合	額改定請求書 監護相当確認書	該当する場合は 申請必要	1,000件
③	現行制度未受給世帯	認定請求書	申請必要	38,000件

※1 現行制度受給世帯：令和6年度所得が所得上限限度額未満で令和6年6月～9月分の手当を受給している世帯。

※2 新要件児童：多子（第3子）加算カウント対象となる、親等の経済的負担がある19歳に到達する年度から22歳年度末までの子。

(2) 発送日

令和6年8月30日（金）

(3) 申請猶予期間について

制度改正対応分は国により申請猶予期間が設けられており、令和7年3月31日までに申請があれば、令和6年10月分から手当を支給することとなる。

5. 所要経費（令和6年度見込額）

(1) 歳入

①国庫負担金（制度改正による増加分）	3,084,866千円
（令和6年度歳入予算国庫負担金合計）	8,989,396千円）
②都負担金（制度改正による増加分）	178,789千円
（令和6年度歳入予算都負担金合計）	1,449,436千円）
③国庫補助金（制度改正分）	282,942千円

(2) 歳出

①扶助費（制度改正による増加分）	3,442,269千円
（令和6年度歳出予算扶助費合計）	11,888,270千円）
②事務経費	282,942千円
（制度改正通知・申請書の印刷・印字処理作業、コールセンター委託料 システム改修費用、郵便料等）	

6. 区民周知

- (1) 令和6年8月15日時点で住民登録のある児童全員を抽出して認定請求書等を送付する。（4（1）のとおり）
- (2) 令和6年6月1日区HPに改正内容について掲載済み。8月以降は一斉発送する書類の内容と申請案内について掲載する。
- (3) 令和6年9月1日区のおしらせにて改正内容と申請について掲載する。
- (4) その他、適宜LINE配信を行う。

7. 今後のスケジュール（予定）

令和6年8月30日 対象世帯あて通知発送（約82,000件）（4（1）のとおり）

11月中旬 認定通知送付（ハガキ）

＊支給額に変更がない世帯も含めた全世帯あて

12月上旬 手当支給（口座振込）

12月下旬 未申請者あて督促状送付（ハガキ）

令和7年3月31日 10月遡及申請最終〆切